

◇ 農地法許可申請の基本スケジュール

【おいらせ町農業委員会】

項目	スケジュール
申請書受付期限※ 農地法第3条、第4条、第5条	定例総会前月20日頃 (当日閉庁日の場合は県の農地転用許可書交付日程に応じて前後する)
現地調査会開催※	定例総会の1週間前頃 (農地法第4条、第5条の場合)
定例総会開催	当月10日頃 (閉庁日を除く)
農地法第3条許可書の交付※	総会開催後10日以内 (閉庁日を除く)
農業会議への諮問 (30a超の場合)	(農業委員会から農業会議へ) 当月15日まで
県への送致(1)	当月15日まで
農業会議からの意見 (30a超の場合)	(農業会議から農業委員会へ) 当月末日まで
県への送致(2) (30a超の場合)	翌月1日まで
農地法第4条、第5条許可書の交付※	翌月中旬(15日頃)

※網掛け部分は申請者等に影響する日程

農地転用を申請する土地が地域計画に含まれている場合、大幅に時間を要する場合がありますので、事前に争務局まで確認してください